

## 中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業実施要領(農林漁業者等版)

(趣旨)

第1条 本要領は、公益財団法人京都産業21（以下「京都産業21」という。）が農林漁業者、農業法人等及び農林漁業団体が府内で行う事業活動に伴う使用電力量の節減等につながる取組を支援する交付金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農林漁業者

農業者、林業者、漁業者又はこれらの者の組織する団体

(2) 農業法人等

農業者、林業者、漁業者が組織する法人

(3) 農林漁業団体

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合

(交付対象者)

第3条 本事業の交付対象者は、京都府内に主たる事業所等を有し、電力不足が想定される社会状況の中、電力使用量が特に大きくなる時間帯（平日の午後1時から午後4時）における電力の節減につながる取組を行おうとする農林漁業者、農業法人等及び農林漁業団体とする。

(交付金事業の内容)

第4条 交付金事業の対象は、交付対象者が実施する次の各号に定める取組で、15パーセント以上の節電を目標としたものとする。

(1) 軽微な設備の導入等

(2) 節電勤務シフト体制の導入

(3) 家庭での使用電力の削減につながる集客事業

また、交付対象要件及び交付対象期間は別表1に定めるとおりとする。

なお、交付金事業の内容ごとの交付対象者は次のとおりとする。

(1) 軽微な設備の導入：農林漁業者、農業法人等、農林漁業団体

(2) 節電勤務シフト体制の導入：農業法人等、農林漁業団体

(3) 家庭での使用電力の削減につながる集客事業：農業法人等、農林漁業団体

(交付対象経費等)

第5条 交付金事業のうち、交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、事業実施期間、交付率及び交付限度額は、別表2に定めるとおりとし、予算の範囲内において交付金を交付する。

(経由)

第6条 この要領により交付を受けようとする者（交付対象者を含む）が京都産業21に提出する書類は、その者の住所が京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町以外の区域であるときは当該区域を所管する京都府広域振興局（別表3）を経由しなければならない。

(交付金の申請等)

- 第7条 交付金の交付を申請しようとする者は、中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業交付金交付申請書(様式第1号)を、京都産業21に提出しなければならない。
- 2 交付対象者が、交付金の交付決定前に交付金事業に着手した場合は、交付金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により交付対象期間開始日から交付決定までの間に事業に着手しようとする(着手した)場合において、中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業事前着手届(様式第2号)を京都産業21に提出し、その指示を受けなくてはならない。

(交付金の交付の決定等)

- 第8条 京都産業21は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等をするものとし、その審査等の結果に基づき、交付金の交付又は不交付を決定するものとする。
- なお、京都産業21は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付金の交付を決定できるものとする。
- 2 京都産業21は、交付金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 交付対象者は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、京都産業21が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取下げることができる。

(交付金事業の変更、中止又は廃止)

- 第10条 交付対象者は、事業の内容(交付決定条件)を変更しようとするときは、中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業変更承認申請書(様式第3号)を京都産業21に提出しなければならない。
- 2 交付対象者は、交付金事業を中止し又は廃止しようとするときは、中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を京都産業21に提出しなければならない。
- 3 京都産業21は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(交付金事業遂行の義務)

- 第11条 交付対象者は、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって交付金事業を行い、交付金を他の用途に使用してはならない。

(交付金事業の実績報告)

- 第12条 交付対象者は、交付金事業が完了したときは、事業完了の日から速やかに中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業実績報告書(様式第5号)を京都産業21に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第13条 京都産業21は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容(ただし、第9条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 京都産業21は、交付対象者が交付金を他の用途に使用し、その交付金事業に関して交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 京都産業21は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該交付対象者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第15条 京都産業21は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、京都産業21が別に定める期日までに返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第16条 交付対象者は、京都産業21が定める期間内に、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を交付金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供しようとするときは、京都産業21の承認を得なければならない。

2 京都産業21は、前項の承認を受けた交付対象者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を京都産業21に納付させることができる。

(立入検査等)

第17条 京都産業21は、交付金事業の適正を期すため必要があるときは、交付対象者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(交付金の支払、請求)

第18条 京都産業21は、第13条により交付金の額を確定したのち、交付金を交付対象者に対し支払うものとする。

2 交付対象者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、中小企業等エネルギー対策交付金緊急事業支払請求書(様式第6号)により、京都産業21に交付金の支払請求を行うものとする。

(交付金の経理)

第19条 交付対象者は、交付金事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該交付金事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第20条 この要領により京都産業21に提出する書類の部数は、請求書を除き原本(押印したもの)1部、写し1部とする。

(補 則)

第21条 この要領に定めるもののほか、交付金交付に関して必要な事項は、京都産業21が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から適用する。

別表1（第4条関係）

交付金事業	交付対象要件	交付対象期間
(1) 節電のための軽微な設備の導入等	7月末までに完了（設置導入が済んだもの、又は作業・工事などを完了したもの）するもの。	平成24年6月8日 ～7月31日
(2) 節電勤務シフト体制の導入	(1)労働時間の伸長にならない勤務シフト体制を導入すること。 (2)(1)により平日昼間（午後1時～4時の間を含む連続して3時間以上の時間を1回とする。）に、電力を使用する生産設備等を期間中7回以上、休停止状態とすること。	平成24年7月2日 ～9月7日の平日 （土日・祝日及び8月13日～15日を除く）
(3) 家庭での使用電力の削減につながる集客事業	(1)家庭での15%以上の節電を啓発すること。 (2)集客を図ることにより、平日昼間午後1時～4時の間を含む時間帯の家庭での使用電力を削減する取組であること。	平成24年7月2日 ～9月7日の平日 （土日・祝日及び8月13日～15日を除く）

別表2（第5条関係）

交付金事業	交付対象経費	事業実施期間	交付率及び交付限度額
(1) 節電のための軽微な設備の導入等	当該設備導入等に要する経費	平成24年 7月31日まで	1/2以内 (30万円以内)
(2) 節電勤務シフト体制の導入	節電勤務シフト体制導入及び実施に要する経費	平成24年 7月2日から 9月7日まで	1/2以内 (30万円以内)
(3) 家庭での使用電力の削減につながる集客事業	集客を図ることにより家庭での使用電力を削減に寄与する取組に要する経費	平成24年 7月2日から 9月7日まで	1/2以内 (30万円以内)

別表3（第6条関係）

申請者の住所地	申請書の提出先・問い合わせ先	電話番号
京都市、向日市、長岡京市、 大山崎町	〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター  公益財団法人 京都産業21 連携推進部 企業連携グループ	075-315-8677
宇治市、城陽市、八幡市、 京田辺市、木津川市、久御山町、 井手町、宇治田原町、笠置町、 和束町、精華町、南山城村	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6  京都府山城広域振興局 農林商工部 企画調整室	0774-21-3211
亀岡市、南丹市、京丹波町	〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4-1  京都府南丹広域振興局 農林商工部 企画調整室	0771-22-0371
福知山市、舞鶴市、綾部市	〒625-0036 舞鶴市字浜2020  京都府中丹広域振興局 農林商工部 企画調整室	0773-62-2508
宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855  京都府丹後広域振興局 農林商工部 企画調整室	0772-62-4315